

低入札価格失格基準

(契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき)

(趣旨)

第1条 大郷町低入札価格取扱要綱（平成13年大郷町告示第27号）第3条の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の判断基準（以下「失格基準」という。）について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準に用いる用語については大郷町低入札価格取扱要綱に定めるところによるものとし、それ以外については次に定めるところによる。

- (1) 設計書 当該工事等の発注に使用した設計図書をいう。
- (2) 諸経費 設計書及び当該工事等の入札に使用した積算内訳の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の総称をいう。
- (3) 直接工事費 設計書に記載された直接工事費をいう。
- (4) 設計合計額 設計書に記載された設計合計額で消費税を除いた金額をいう。
- (5) 最低賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づく賃金をいう。
- (6) 工事成績表 大郷町工事検査規程（昭和52年大郷町規程第3号）第11条に基づく大郷町工事成績調書をいう。
- (7) 積算内訳書 最低価格入札者が入札に使用した積算内訳書並びに調査において提出された積算内訳書をいう。

(失格基準)

第3条 調査の結果、次に該当する場合は失格とする。

- (1) 最低入札価格が直接工事費を下回るとき。
ただし、建築一式、設備工事その他特殊な工事設計した諸経費が設計合計金額の3割を下回る場合はこの限りではない。
- (2) 最低入札価格が予定価格の2/3の9割を下回ったとき。
- (3) 設計書において指定した材料が、提出された積算内訳書その他の資料において、基準を満たしていない材料を使用しているとき。
- (4) 設計書において指定した工法（仮設工法を含む。）と違う工法を採用しているため、著しく工事等の目的が達成されないおそれがあるとき。
- (5) 設計書に計上されている主たる材料の単価が、積算内訳書においてその1/3を下回る計上がされているとき。
- (6) 積算内訳書において労務費の単価が最低賃金を下回っているとき。

- (7) 積算内訳書に提示された材料、労務者、主要な資器材の手配先が不明確なとき。
- (8) 積算内訳書に大幅な誤りが発見され、訂正した結果、契約どおりの履行が困難と認めるとき。
- (9) 最低価格入札者の施工した大郷町発注の工事等において、過去2年間において工期遅延、契約不履行等があるとき。
- (10) 最低価格者の施工した大郷町発注の工事等において、過去2年間のうち工事成績が著しく不良と評価された工事があるとき。(工事成績評点が60点にみたないとき。)
- (11) 積算内訳書に産業廃棄物の処理費用の計上が必要とする場合において、これを計上しなかった場合もしくは著しく低価格で積算した場合またはその処理方法が不明確なとき。

(積算内訳書の訂正について)

第4条 提出された積算内訳書の訂正は認めないものとする。ただし、不明な部分があった場合はさらに詳細な内訳書その他の必要書類の提出を求めるものとする。

(基準以外の事項)

第5条 この基準に定めのない事項で契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合は低入札価格調査委員会においてその判断を行う。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。